



別記第13号様式(第20条関係)

一般廃棄物 収集運搬業 許可証
~~処分業~~

許 可 番 号	北広環境指令第34号
営業所(処分業にあっては 処理場)の所在地又は住所	北広島市北の里70番3・70番5
営業所(処分業にあっては 処理場)の名称	株式会社 丸升増田本店 北広島エコファクトリー
事 業 の 区 分	一般廃棄物収集運搬業
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(紙くずに限る)
営 業 の 区 域	北広島市全域
許可の有効期限	令和6年7月22日から令和8年7月21日
許 可 条 件	関係法令を厳守し、適正に一般廃棄物の収集運搬業 を行うこと。

北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第40条第2項の規定により、
上記のとおり許可する。

令和6年6月11日

北広島市長 上野正三

